

鎌倉農業振興地域整備計画変更案の公告

鎌倉農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

なお、市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案について意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 8 年(2026 年) 3 月 10 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年(2026 年) 2 月 6 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和 8 年（2026 年）2 月 9 日
至 令和 8 年（2026 年）3 月 10 日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市役所 都市整備部農水課（市役所本庁舎 4 階）

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書

(1) 提出方法及び提出先

ア 郵送：〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市都市整備部農水課

イ 自参：鎌倉市役所 都市整備部農水課（市役所本庁舎 4 階）

(2) 提出期限

令和 8 年（2026 年）3 月 10 日

(3) 提出に当たっての注意事項

個人の場合にあつては住所、氏名、職業を記載すること。

法人にあつては法人名、代表者名事務所の所在地を記載すること。

(4) 処理結果

提出された意見書について、その要旨及び処理結果を、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告する。

4 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に対する異議申出

(1) 異議の申出方法及び申出先

意見書の提出方法及び提出先と同じ

(2) 提出期間

縦覧期間満了日の翌日から令和8年(2026年)3月25日まで

(3) 提出期限

令和8年(2026年)3月25日まで

(4) 申出に当たっての注意事項

ア 次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して提出すること。

(ア) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

(イ) 異議申出に係る農用地利用計画の案

(ウ) 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

(エ) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

(オ) 異議申出の趣旨及び理由

(カ) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

(キ) 異議申出の年月日

イ 異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出するときは、異議申出書には、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を添付すること。